

令和5年第9回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年8月9日(水)

午前10時00分開会

午前11時00分閉会

2. 場 所 廿日市市役所 7階会議室

3. 出席委員(農業委員 14名)

1 番 河井 孝之	2 番 木浦 紀幸	3 番 神鳥 正貴
4 番 是佐 恵美子	5 番 松井 祥壮	6 番 梶原 安行
7 番 山田 政則	8 番 岩木 國明	9 番 古川 憲吾
10 番 吉田 雅子	11 番 中谷 純子	12 番 中田 安義
13 番 岡 真由美	14 番 岩本 博志	

(推進委員 12名)

推進委員 登 宏太郎	推進委員 中山 憲治	推進委員 岡村 昭男
推進委員 中田 進	推進委員 清水 透	推進委員 掘田 良昭
推進委員 三田 邦男	推進委員 小西 礼子	推進委員 安井 多佳子
推進委員 松井 辰夫	推進委員 田丸 和也	推進委員 倉本 良夫

4. 欠席委員(0名)

5. 議事録署名委員

1 番 河井 孝之

2 番 木浦 紀幸

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局 長	齋藤 千文
次 長	谷口 栄吾
主 事	原田 ゆみ
(佐伯支所) 次 長	西田 昭子
次 長	藤本 秀樹
(吉和支所) 次 長	谷口 桂司
主任主事	平井 翔太
(大野支所) 次 長	坂田 和典
主任主事	奥田 規之
(宮島支所) 次 長	津田 徳彦
主 査	胡 真寿
農林水産課 係 長	森脇 正紀

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 38 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
(利用権貸借)

(2) 議案第 39 号 農地法第3条の規定による許可申請について

- (3) 議案第 40 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 (4) 議案第 41 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 (5) 議案第 42 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る
 意見について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
 (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について

《協議事項》

- (1) 報告第 1 号 令和 6 年度市農業・農村施策に対する
 提案・意見（案）について

9. その他

（開会 午前 10 時 00 分）

事務局	初めに岩本会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
会長	本日の総会に先立ちまして、廿日市市農業委員会、農地利用最適化推進委員の委嘱式が行われました。新たに委員になられた方もおられますので、ここで自己紹介から始めたいと思います。 それでは、私から始めますので、反時計回りでお願いをいたします。 私は、14 番の農業委員、岩本でございます。担当地区は、宮内串戸・地御前・阿品でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
13 番委員	吉和地域担当の岡です。よろしくお願いします。 廿日市市は、皆さん和気あいあいとやっているのもうれしく思っております。今後ともよろしくお願いいたします。
中山推進委員	おはようございます。宮内・地御前・阿品地区を担当させていただきます中山憲治と申します。若輩者ですが、いろいろご指導ご鞭撻いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
倉本推進委員	吉和地区の推進委員の倉本です。よろしくお願いいたします。
1 番委員	1 番の河井と申します。担当地区は、峠・永原・友田、3 地区でございます。どうぞよろしくお願いします。
三田推進委員	推進委員の三田と申します。担当は、峠と永原であります。一つよろしくお願いします。
小西推進委員	推進委員の小西です。担当地区は、友田と河津原です。よろしくお願いします。
2 番委員	2 番、木浦といいます。よろしくお願いします。担当地域は、

	佐伯の津田と河津原を担当しております。よろしくお願いいたします。
松井推進委員	このたび推進委員になりました松井といいます。担当は津田でございます。よろしくお願いいたします。
3 番委員	3 番の神鳥と申します。四和地区担当です。よろしくお願いいたします。
田丸推進委員	推進委員の田丸和也と申します。担当は四和地区です。よろしくお願いいたします。
4 番委員	廿日市地区の是佐と申します。担当は廿日市・佐方・平良を受け持っております。よろしくお願いいたします。
登推進委員	推進委員の登です。担当は、平良・佐方・廿日市です。よろしくお願いいたします。
5 番委員	5 番の松井です。津田の、郷・内山・岩倉・林を担当します。よろしくお願いいたします。
6 番委員	6 番の梶原でございます。よろしくお願いいたします。担当地区は、玖島の西地区でございます。よろしくお願いいたします。
清水推進委員	推進委員の清水と申します。担当地区は、今も申し上げられました玖島の川上・吉末地区担当になっております。よろしくお願いいたします。
7 番委員	7 番の農業委員の山田です。よろしくお願いいたします。担当は、大野地区とそれから宮島地区を担当しております。よろしくお願いいたします。
中田推進委員	今回、推進委員になりました中田進といいます。担当は、大野地区です。よろしくお願いいたします。
8 番委員	8 番の岩木と申します。私は、玖島地区の東側が担当地区になりますので、今後ともよろしくお願いいたします。
堀田推進委員	玖島東地区を担当しております堀田です。よろしくお願いいたします。
9 番委員	9 番の古川でございます。担当は浅原全域になります。よろしくお願いいたします。
安井推進委員	推進委員の安井と申します。担当地区は、古川さんと同じ浅原

	地区を担当しております。皆様よろしくお願いいたします。
10番委員	大野地域担当の吉田です。10番です。大体、5区、6区、7区、大野の中間あたりを担当します。よろしくお願いいたします。
11番委員	11番、中谷です。原地区を担当しております。よろしくお願いいたします。
岡村推進委員	推進委員の岡村です。原地区を担当しております。今年もよろしくお願いいたします。
12番委員	12番の中田です。吉和地区を担当しております。よろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。それでは、皆さんよろしくお願いいたします。
事務局	すみません。今日、初めての推進委員さんもおられますので、事務局のほうも、ご紹介をさせていただきます。 事務局の齋藤です。2年目になります。よろしくお願いいたします。 事務局の谷口です。今年からなので、まだ分からないこともあると思いますが、よろしくお願いいたします。 事務局の原田です。任期付きで2年目ですが、よろしくお願いいたします。
宮島支所	宮島支所の胡と申します。よろしくお願いいたします。 宮島支所、次長をしております津田でございます。よろしくお願いいたします。
大野支所	大野支所の奥田です。よろしくお願いいたします。 大野地区を担当します坂田でございます。よろしくお願いいたします。
吉和支所	吉和支所の平井と申します。よろしくお願いいたします。 同じく吉和支所の谷口と申します。よろしくお願いいたします。
佐伯支所	佐伯支所の藤本です。よろしくお願いいたします。 佐伯支所の西田と申します。農業委員会事務局の次長を併任させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局	すみません。ちょっと急なお知らせになるのですが、来月の総会ですが、9月6日、水曜日に、ここ廿日市市役所の7階会議室で行うよう予定しておりましたが、ちょっと月曜日に急遽、佐伯支所から、マコモタケや梨、アスパラなどが、来月、時季を迎えるということで、現地研修に来ていただけないかという申し出がありました。 佐伯支所と事務局と会長で協議しまして、予定を入れていただいているところ大変申し訳ないのですが、会場の都合もありまして、総会を、9月8日の金曜日にさせていただきます、開催場所を、さいき文化ホールに変更させていただきますと思います。開催時間は、同じく10時から予定しております。総会終了後に、マコモタケ栽培の説明及び現地研修を行った後、浅原市民センターに移動しまして昼食をとりたいと思います。昼食後、今度、梨とアスパラの現地研修を予定しております。一応、現地研修のほうは、都合もあると思いますので、自由参加とさせていただきますので、また後ほどご連絡をさせていただきますと思います。ちょっとまだ時間とかの調整が、佐伯支所と現在してますので、正式に決まり次第、郵送で開催通知と出席の確認をさせていただきますと思います。皆様、お忙しい中の急な日程変更になりまして、大変申し訳ないですが、ご理解をお願いします。 また、各支所の次長は、公務の都合により、こちらで退席させていただきますので、ご了承ください。
会長	それでは、廿日市市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長を務めさせていただきます。これから、座って進行をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、ただいまから、令和5年第9回廿日市市農業委員会総会を開会いたします。 なお、総会の配席は担当地区を考慮し決定させていただきました。 まず、本総会の成立を申し上げます。 委員総数14名。本日の出席委員14名、欠席委員ゼロでございます。在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本総会は成立しております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第20条第2項の規定に基づき、1番の河井委員、2番の木浦委員の御両名をお願いいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第38号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。

事務局	議案第３８号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について説明させていただきます。座って説明させていただきます。 議案書は、３ページ、位置図は、１ページ、２ページになります。 番号１４３番、農地の所在地は、津田字久保田、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、７筆の２，９５８．９４平方メートルで、利用目的は畑でひまわりを栽培する予定です。期間は、公告日から令和１０年１２月３１日までの、使用貸借の再設定を行うものです。 次に番号１４４番、農地の所在地は、永原字小坂、登記地目は田です。関係者は、議案記載のとおりです。面積は、１筆の７０４平方メートルで、利用目的は畑で野菜を栽培する予定です。期間は、公告日から令和８年３月３１日までの、賃貸借の新規設定を行うものです。 いずれも地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第３８号、農業経営基盤強化促進法に基づく、農用地利用集積計画の利用権貸借についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 １４３番、松井委員さん、１４４番、三田委員さん、お願いいたします。
５番委員	５番の松井です。番号１４３番について、現地確認の状況を説明いたします。地図は１ページです。現地確認を、７月１３日、前会長、木浦委員、神鳥委員、事務局１名と実施いたしました。 所在でございますが、佐伯支所から県道廿日市佐伯線を、吉和方面に約１キロ行っただけのところの位置しております。当該農地でございますが、約１０年程度不耕作地で、保全管理となっております。昨年、〇〇が、ひまわりを植栽し、景観形成等を図っておりました。今回、利用権の設定を受けるのを代表して、５年間の再設定を行うものであります。確認の結果でございますが、昨年は、ひまわりが一面に咲いて、相当数の来客がございましたが、今年は、種子の発芽が思わしくなく、まき直し等を試みたものの、結果的にひまわり畑と呼べるような状況にはなりません。ちなみに、来年は、春に菜の花、夏にひまわりを植栽を計画しているということでございました。それから、景観などの周辺の雑草も定期的に管理し、景観形成に資するものであることから、特に問題はないと思われまます。 ご審議のほどよろしく願いします。

議長	1 4 4 番、お願いします。
三田推進委員	推進委員の三田です。1 4 4 について、説明をいたします。 場所は、2 ページをご覧ください。 大竹湯来線、小森橋という橋がありますけれども、それを渡って左へ入ったところにあります。 7 月 1 9 日に、河井委員と事務局と私の 3 名で現地確認を行いました。利用権を設定いたします〇〇井さんですが、高齢のため、農地の管理が非常に難しいということで、今回、阿品台にお住まいの〇〇さんに 7 0 4 平米の農地を貸し付けされるものであります。それと、借り受ける〇〇さんですが、今回借りる農地のほかに、この農地の両隣の農地 2 筆、3 筆あるんですが、1, 4 0 0 平米を 2 カ月前に、もう既に借り受けされておりまして、野菜の作付を行っておられるところであります。非常に良いと思い、問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。 以上です。
議長	ありがとうございました。これについて、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。
中山推進委員	質問いいですか。1 4 4 番ですけれども、この 1, 4 2 0 円は年額なのですか。それを 3 年間で、それとも月額ですか。
事務局	少しお待ちください。これは年額です。
委員	年額ですか。
事務局	はい。
議長	ありがとうございました。 ほかにご意見等ございませんか。ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りいたします。 議案第 3 8 号について承認することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 3 8 号について承認することに決定します。 続きまして、議案第 3 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、議案としますが、番号 1 8 8 番については、議席番

	号 2 番の木浦委員さんが関係する案件のため、先に番号 1 8 9 番、1 9 5 番を審議します。 事務局から説明をお願いします。 議案第 3 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 1 8 9 番、番号 1 9 5 番について、説明させていただきます。 議案書は、5 ページ、位置図は、4 ページ、5 ページになります。 番号 1 8 9 番、農地の所在地は、吉和字大向天堂、登記地目は田です。面積は、1 筆の 1 7 1 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、遠方により耕作困難のため。譲受人は、購入する自宅に隣接し新たに耕作をするためで、有償の所有権移転です。 次に番号 1 9 5 番、農地の所在地は、友田字氏森、登記地目は畑です。面積は、1 筆の 1 3 5 平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、実際の居住地が遠方により、耕作困難のため。譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるためで、有償の所有権移転です。 以上で、議案第 3 9 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてのうち、番号 1 8 9 番、番号 1 9 5 番について、説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。 事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 1 8 9 番、倉本委員さん、1 9 5 番、小西委員さん、お願いいたします。 推進委員の倉本です。1 8 9 番について、ご説明します。 地図は 4 ページです。7 月 2 8 日に中田委員、岡委員、事務局と現地確認をしました。これは、ここにも書いてあるとおりに、後から出てくるのですが、購入する住宅に隣接し、新たに耕作するためということになっております。〇〇さんも、以前から吉和に住んでいないので、ずっと荒れた畑でありましたから、きれいになるから良いと思います。場所は、国道佐伯方面から 1 8 6 号線にいきますと、吉和駐在所がありまして、その手前左市道を 2、3 0 メートルいったところにあります。問題はないと思いますので、よろしくお願いいたします。 小西委員さん、お願いします。 推進委員の小西です。農地法第 3 条の申請で、1 9 5 番について説明いたします。7 月 1 9 日、河井委員、事務局 1 名とで現地確認をいたしました。場所は、地図の 5 ページで、友和市民セン
--	--

	ターの裏側方面になります。申請のこの土地に入るには、〇〇さんの土地か、その他の人の土地から入る以外は道がありません。そのため、〇〇さんが以前から耕作しておられました。今回有償移転の話がまとまったそうです。〇〇さんは、この土地の周りに四季折々の野菜を作っておられますので、今後も適切に管理されるものと思われます。 以上です。
議長	ありがとうございました。これにつきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。ありませんか。
議長	意見がないようですので、お諮りいたします。 議案第３９号についてのうち、番号１８９番、１９５番について、許可することに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３９号についてのうち、番号１８９番、１９５番について、許可することに決定します。 議案第３９号についてのうち、１８８番について議案とします。 議席番号２番の木浦委員さん、ご退席をお願いいたします。
	＝木浦委員退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第３９号、農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号１８８番について、説明させていただきます。 議案書は、５ページ、位置図は、３ページになります。 番号１８８番、農地の所在地は、玖島字下吉末、登記地目は畑です。面積は、２筆の５５４平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は、労力不足により耕作困難のため。譲受人は、現在耕作している農地に隣接し便利であるためで、有償の所有権移転です。 以上で、議案第３９号、農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号１８８番について、説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 １８８番、清水委員さん、お願いします。
清水推進委員	推進委員の清水です。場所は、玖島の吉末です。７月１８日に事務局２人や梶原委員と４名で地区を見ました。地図の３ページ

	でございます。赤い網掛けのその上に川があると思いますが、本 当なら吉末集会所のところで、川の反対側に渡るのですが、今、 橋の架け替え工事にかかっておりまして、現在この網掛けのとこ ろのすぐ下を迂回路として通っております。上のほうに家屋のし るしがありますが、譲渡人の〇〇さんは、〇〇に住んでおられま して、誠にきついということなので、親戚関係にあたります譲受 人の〇〇さんに譲るということです。農地ではございますが、田 んぼ等はできません。畑が作ってできる範囲であろうかと思いま す。現在もきれいにしておりますので、問題はないと思われます。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	これにつきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたし ます。ございませんか。
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第３９号についてのうち、番号１８８番について、許可す ることに異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第３９号についてのうち、１８８番につ いて、許可することに決定いたします。 それでは、退席した木浦委員さん、席にお戻りください。
	＝木浦委員復席＝
議長	議案第４０号、農地法第４条第１項の規定による許可申請につ いて、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４０号、農地法第４条第１項の規定による許可申請につ いて説明させていただきます。 議案書は、６ページ、位置図も、６ページになります。 番号１８３番、農地の所在地は、宮内字出ヶ原、登記地目は畑 です。面積は、１筆の１６５平方メートルの申請です。関係者は、 議案記載のとおりです。 転用理由は、隣接する自宅の庭及び小屋として利用するための 申請ですが、前の所有者が農地転用の手続を行わず庭及び小屋と して利用していたもので、顛末書が提出されております。 以上で、議案第４０号、農地法第４条第１項の規定による許可 申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これについて、岩本がご説明いたします。 地図は、６ページでございます。

	このちょうど地図の上のほう、うが高原というところがございます。今、事務局からの説明がありましたように、もう自宅のすぐ隣が農地になっているのですが、そこに小屋を建てて利用されていたもので、今後とも全く問題はないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。 これにつきまして、ご意見、ご質問等があれば、お伺いします。ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４０号について、許可することに決定いたします。 議案第４１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第４１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。 議案書は、７ページ、位置図は、４ページになります。 番号１８７番、農地の所在地は、吉和字大向天堂の第２種農地です。登記地目は畑です。面積は、１筆の４９平方メートルの申請です。関係者は、議案記載のとおりです。 転用理由は、車庫として利用するための申請ですが、前の所有者が農地転用の手続を行わず車庫として利用していたもので、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模からみて適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第４１号、農地法第５条第１項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 倉本委員さん、お願いいたします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。 これは、１８９番で説明した場所と同じところにありまして、車庫も、もう５０年以上ぐらい前から、建っていたように思うのですが、この度、登記の手続きをされるのに発覚しまして、その手続をしているということで、問題ないと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長	ありがとうございます。これにつきまして、ご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４１号について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４１号について、許可することに決定します。 議案第４２号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４２号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、説明させていただきます。 議案書は、８ページになります。 議案と一緒に送付しました、「議案第４２号資料①」と「議案第４２号資料②」、「議案第４２号資料③」をご覧ください。 内容について、農業振興係の森脇が説明させていただきます。
事務局	農林水産課の森脇といいます。座って説明をさせていただきます。 まず、資料①をご覧ください。 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について、市の農業委員会様に照会をさせていただく依頼を担います。中見を見ますと、農業経営基盤強化促進法において、基本構想（これは市が作成するものです）は、県の基本方針に則するものであることが規定されております。そうしたことから、農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が、今回見直されたことにより、市の基本構想を見直す必要があります。 ついては、皆様に、本日、お諮りをしまして、何か意見等ございましたら、市へお問い合わせ、ご意見をいただけたらと思います。市のほうでは、一応、９月末に告示をする予定にしております。それにあたりまして、一応、県の同意を受ける予定にしております。 添付書類としまして、２点、お付けしております。 １点目が、主な変更内容ということで、資料の②になります。 資料の②ですけれども、主な変更内容についてということで、繰り返しになりますが、１番のところの変更理由についてですけれども、農業経営基盤強化促進法の一部改正に伴い、県の基本方針が同日付で変更されたことにより、法改正に関連する事項の変更及び語句修正を行うものでございます。

	2の主な変更内容についてですけれども、全部で8項目ございます。ここで詳しくは触れないのですが、内容につきましては、資料③のところですね、資料③の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想案、皆様に事前にお配りさせていただいているものになろうかと思えます。この変更箇所、青色印字をしておりますので、こちらをご覧ください、何かありましたら、また市にご連絡いただけたらと考えております。 私の説明は、以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、ご質問等があれば、お願いいたします。ございませんか。
議長	意見がないようですので、議案第42号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見については、異議なしで回答することに決定いたします。 続いて、報告事項に移ります。 報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告します。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は、9ページ、位置図は、7ページになります。 今月の報告は、令和5年6月13日から令和5年7月10日までの間に受理した1件です。議案の朗読は、省略させていただきます。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があれば、お願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ないようですので、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、報告します。 事務局から説明をお願いいたします。

事務局	報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告させていただきます。 議案書は、10 ページ、11 ページ、位置図は、8 ページから 11 ページになります。 今月の報告は、令和 5 年 6 月 13 日から令和 5 年 7 月 10 日までの間に受理した 4 件です。議案の朗読は、省略させていただきます。 いずれも、書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があれば、お願いいたします。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 2 号、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について、報告を終わります。 続きまして、協議事項に入ります。 協議第 1 号、令和 6 年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	協議第 1 号、令和 6 年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について説明させていただきます。 議案と一緒に送付しました、「廿日市市の農業・農村施策に対する提案書」をご覧ください。 皆様からいただきました提案・意見を取りまとめ、事務局で作成させていただきました。 内容は、（１）生産緑地制度の活用について。（２）農業用インフラの整備について。（３）農業者の支援について。（４）有害鳥獣対策について。（５）地産地消の推進について。（６）農地の多面的な機能の活用について、の 6 項目としております。 この内容について、協議していただき、改めて次回の第 10 回総会で審議していただければと思います
議長	事務局の説明が終わりましたので、これについて、質疑等があればお願いいたします。ございませんか。 質疑がないようですので、協議第 1 号、令和 6 年度市農業・農村施策に対する提案・意見（案）について、協議を終わり、次回の総会で改めて審議させていただきます。 続いて、3 でございますが、その他について事務局から何かあ

	りますか。
事務局	その他の事項ですが、まず、先ほど協議していただきました、市農業・農村施策に対する提案・意見についてですが、来月の総会で審議承認後、昨年度は市長代理の副市長・議長に総会に出席していただき、手渡しさせていただきました。 今年度は、再びコロナウイルスの感染者が増加傾向にあることから、会長・職務代理者において、市長及び議長にそれぞれ個別に提出したいと事務局では考えておりますがいかがでしょうか。
議長	お願いいたします。
委員	それで良いと思います。
事務局	ありがとうございます。それでは、また、市長・議長との日程調整をさせていただき、結果を報告させていただきます。 次に新任委員の方へのお知らせです。 本日、お席のほうに配布させていただきました、令和5年9月7日木曜日に開催される広島県農業会議主催の令和5年度農業委員会新任委員ブロック研修会についてです。 広島県農業会議へ出欠の報告をするため、8月16日水曜日までに事務局に出欠のご連絡をいただきますよう、よろしくお願いいたします。 以上で、その他についての事務局からの説明を終わります。
議長	ほかにはないですか。 特にないようですので、以上で本日の総会を終了します。 委員の皆様には慎重にご審議をいただき、誠にありがとうございました。 次回の第10回農業委員会総会は、事務局から説明がありましたとおり、9月8日（金曜日）午前10：00から、さいき文化ホールの多目的ホールで行います。 総会後の現地研修の詳細な日程等につきましては、後日、案内をさせていただきます。 本日は、大変ありがとうございました。

（閉会 午前11時00分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年9月8日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（ 1 番委員）

廿日市市農業委員会委員（ 2 番委員）
